



中医協 懇 - 2
1 7 . 4 . 6

日歯発第 1 6 4 6 号

平成 1 7 年 3 月 2 4 日

(医療課扱い)

中央社会保険医療協議会

会 長 星 野 進 保 様

社団法人 日本歯科医師会

会 長 井 堂 孝 純



平素は本会会務運営に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、日本歯科医師会では、改革に向けた具体的施策を掲げた「日本歯科医師会の改革に向けて」を、国民・行政・本会会員に向けて平成 1 7 年 2 月 1 0 日付にて公表したところであります。

この度、より一層の改革推進を図るために、施策の内容、実施時期等をより明確にし関係方面に対して周知徹底させるべく「さらなる改革に向けて」を取り纏めましたので、ここに提出させていただきます。

(別 添)

○ さらなる改革に向けて (平成 1 7 年 3 月 2 4 日)

<参考資料>

1. 日歯改革検討委員会答申と日歯の対応
2. 日本歯科医師会の改革に向けて (平成 1 7 年 2 月 1 0 日)
3. 日歯改革検討委員会・第一次答申 (平成 1 6 年 1 2 月 1 6 日)

さらなる改革に向けて

平成 17 年 3 月 24 日

社団法人 日本歯科医師会

会 長 井 堂 孝 純

日本歯科医師会（以下、「日歯」という。）は、日歯改革検討委員会（以下、「改革委員会」という。）の答申を受けて、日歯の改革に向けた具体的施策を掲げた「日本歯科医師会の改革に向けて」を、国民・行政・会員に向けて平成 17 年 2 月 10 日付けで公表いたしました。

この度は、公益法人として国民の健康を守るために総合的な歯科保健医療活動を展開できるよう、より一層の改革推進を図るために「さらなる改革に向けて」を発表し、改めて施策の内容、実施時期等を明確にして関係方面に周知徹底させるとともに、併せて改革を断行することを決意表明いたします。

◎ 新たな執行体制の構築

日歯は改革のために「法令遵守体制の確立」（以下、「コンプライアンス」という。）を最重要課題に位置付け、不整を発生させない執行体制を確立するために次の改革を行います。

1) 外部監査制度の導入

その一つとして、平成 17 年 2 月の「日本歯科医師会の改革に向けて」でも表明いたしましたように、予算執行の透明性を高めるために複数の公認会計士による監査制度の導入を図るとともに、内部監査を強化するため「外部監査」制度を導入いたします。

これら改革により、3 人の監事により監査する「内部監査」に加えて、独立した第三者の会計監査人（監査法人）による「外部監査」を制度化することで、日歯の法人の業務、財産の運用、会計の処理等の監視が強化充実され、役員の業務執行における不整の疑いの有無等を会計

面から監視するシステムを確立することとしております。

以上のことを明記する規則改正「社団法人日本歯科医師会監査規則等の一部を改正する規則」を平成 17 年 3 月 10 日及び 11 日に開催した日歯代議員会において可決・決定し、本年 4 月 1 日より施行いたします。

2) 監視機構の設置

日歯の会務の改革を行うために、日歯執行部外の有識者 10 名を委員（医事評論家の水野肇氏を委員長として、弁護士、公認会計士、大学教授、新聞論説委員等で構成）とする「改革委員会」を平成 16 年 8 月に設置いたしました。改革委員会では、改革の具体的提言を行う外、現在、定期的に日歯執行部から会務全般にわたる執行状況について聴取し、積極的に指導を行っております。今後は、当該委員会が日歯を外部から監視する機構として継続的に指導・監視を行うこととしております。

さらに、より国民の視線に立った会務運営を図るために、日歯執行部に外部委員（歯科医師以外の有識者等）を参画させることについて、今後の歯科保健医療対策の方向性に大きな影響を与えることから慎重に検討を行っております。

3) 中医協委員等の政府審議会委員の支援体制

この度の中央社会保険医療協議会（以下、「中医協」という。）を巡る贈賄事件等を二度と起こさないために、科学的根拠に基づく医療（以下、「EBM」という。）の構築とともに中医協委員が適法な行動をとるよう支援するために、日歯内に「歯科診療報酬問題ワーキンググループ（平成 16 年 12 月発足）」を、日本歯科医学会（以下、「学会」という。）には「歯科医療協議会（平成 17 年 3 月発足）」を設置いたしました。

また、日歯においては、日歯推薦の中医協委員を含む政府審議会委員に対して、国家公務員としての自覚を啓発し遵法精神を徹底させる

等、より高い倫理観を求めるべく、今後とも委員の活動を厳しく監視、サポートしていくこととしております。

4) 役員選出方法の改善

今回の事件の反省の上に立ち、日歯改革において役員選出方法の改善は必要不可欠なものと認識しております。

執行部は、「歯科医師会の会務運営の基本理念は、地域と一体となって国民歯科医療を確立することにある。それを統轄する役員、とりわけ会長は会員の総意によって選出されることが絶対条件となる。すなわち、会長を自らの意思で選任することは会員の基本的権利である。」との選挙の基本理念に立ち返り、長く続いてきた代議員による役員選挙を改革し、より多くの会員の意思が忠実に反映される選挙制度を創設するという強い信念のもとに、発足時より鋭意検討を重ねてまいりました。

改革の具体的方法としては、「会長直接選挙の導入」又は「現行の間接選挙の改善」のいずれかを選択し実行することになり、改革委員会および日歯内に設置した「定款等改正臨時委員会」からの答申や、日歯代議員を対象に行った意識調査の結果を尊重しつつ、それぞれの方法について検証を行いました。

当初、執行部としては全会員が投票を行う「直接選挙」が、会員の意思を反映させる最良の方法と考えておりました。しかし、改革委員会等が指摘する問題点を解決することが困難なことに加え、選挙運営に費やす必要経費を日歯で試算したところ莫大な額となる等財政上の問題等もあることから、直接選挙による実施は非常に困難との結論に達しました。

このため「間接選挙の改善」を行うこととして、選挙の公平・公正を担保する観点から、現行規則において日歯会長を選ぶ選挙権が日歯代議員 140 人のみに与えられていることを改め、選挙人を大幅に増やすことを前提に議論を進めました。

選挙人の選出方法として、先ず日歯会員の中から無作為抽出して選ぶ方法が挙げられましたが、嘱託弁護士から「選挙権の行使を望む会員の権利を剥奪することとなる。」との指摘を受け、この方法を採用することを見送らざるを得ませんでした。

その後、現執行部において議論を重ねた結果、最終的に、代議員の他に選挙権を付与された「選挙人」を会員の中から選任する制度の創設を行い、代議員と同様、会員の代表となるべく都道府県歯科医師会の代議員会又は総会で選出することといたしました。また、「選挙人」と「代議員」と合せた選挙人の総数については 500 人から 650 人程度とすることで意見の一致を見ました。

そして、この審議結果を理事会決定事項「日歯役員選挙改革の骨子」として取り纏め、平成 17 年 3 月の日歯代議員会において執行部より提示及び説明を行い、「役員選挙の在り方」について協議が行われた結果、「社団法人日本歯科医師会選挙規則」を改正するための特別委員会（委員は代議員の中より選出）を設置して、より詳細な検討を行うことが決定されました。

今後は、本年 6 月までに特別委員会において役員選出方法に関する審議結果を得て、本年 6 月に臨時代議員会を開催して改正規則を成立させることとしております。その後、現執行部の責任下で全会員に対して改正内容の周知徹底等選挙実施に向けての環境整備を行い、平成 18 年 3 月の役員選挙は新しい選出方法により実施する予定としております。

5) 選挙規則の違反者に対する罰則の制定

4) では、役員選出方法の改善について申し上げましたが、違反の無い公正な選挙を実施するために、公職選挙法の禁止事項を準用し、選挙期間中に禁止する事項（金品の提供、飲食等の接待等公職選挙法の買収に当たる行為等）を掲げ、違反した場合には違反者に対して罰則を課す規定を改正選挙規則に盛り込むこととしております。

本年6月に臨時代議員会で規則改正を行い、平成18年3月の役員選挙から適用いたします。

6) 日本歯科医師連盟との峻別

今回の不祥事は、公益法人である日歯と政治団体である日本歯科医師連盟（以下、「日歯連」という。）の会長、その他役員が同一人であった点が大きな原因となっております。

日歯現執行部においては、会長は勿論のこと、それ以外の役員も一人たりとも日歯連役員との兼任は許さないとする抜本的改革を断行したことは、既に「日本歯科医師会の改革に向けて」において公表したところであります。

新たな執行体制を敷く日歯と日歯連とは、より一層の峻別を行うとともに、都道府県歯科医師会・同連盟に対しても峻別の推進を日歯連と協力の下に指導してまいります。

なお、日歯と同様に日歯連においても、遵法精神のさらなる徹底と予算執行の透明化を図るために平成17年9月開催の日歯連評議員会において規約改正を行い、さらに現在、日歯連独自の考え方を構築するために研究機関を設置する等の改革を進めております。

7) 歯科医療総合対策会議における改革の検討

日歯では国民が望む良質な歯科医療を提供・確保するために多角的見地より検討する「歯科医療総合対策会議」（以下、「対策会議」という。）を平成16年12月に設置いたしました。

現在、対策会議においては、地域に根差した国民の歯科保健医療確保の実現に向け、保健医療現場の支援体制の整備は勿論のこと、広域災害等の大規模災害への協力等、幅広い課題に対応するための検討を行っております。また、従来の法律別、事業別の政策に加えて、国民の歯科保健医療確保のための課題を概念・制度・社会基盤の横断的3分野から抽出し、重要性、緊急性、必要性等から優先順位をつけ随時、

改革を推進することといたしました。

具体的には、歯科疾患の予防対策の検討、EBMに基づく歯科保健医療体制の構築、歯科医師需給問題の改善策の検討等を行っております。

さらに医療人としての責務・遵法精神の徹底を図るために、本会議では、「国際歯科専門職倫理規定（1997年9月、韓国ソウルでのFDI総会により承認）」を参考に、既に制定している「日本歯科医師会倫理規範」をより具体化した実施要綱の作成に向けて検討を開始しております。

◎ 積極的な情報の開示と国民との良好な関係の構築

今回の一連の事件においては、国民の意識と日歯の意識との乖離が一因であると考えられることから、今後においては、国民の意識との乖離を少しでも小さくするために以下の改革を行います。

1) 会議の原則公開

国民に歯科医療に対する理解を求めるために、開かれた歯科医師会を目指し、日歯で開催される会議（総会、代議員会、都道府県会長会議、理事会等）を平成17年度から基本的に公開といたします。

また、会議の議事録についても、平成17年度より日歯の国民向けホームページ等を通じて公開し、国民への積極的な情報の開示に努めます。

2) 国民からの相談窓口等の充実

国民の視線に立ち、その声を会務に反映させるため、国民からの相談窓口等を従来よりも一層充実させ、さらにテレビ、ラジオ等に加えIT技術等を活用し、積極的に国民への情報発信を行います。

◎ 研究（科学的根拠の構築）の充実及び会員研修の充実（会員の資質の向上）

歯科保健医療はEBMに基づき行われるべきであり、患者（国民）に対してより良い医療の提供を行うことが絶対的な条件であることから、歯科保健医療に係る継続的な研究の実施が必要不可欠であります。

また、日歯は一人ひとりの会員により構成される組織であり、会員一人ひとりのコンプライアンスを含む資質の向上が日歯改革では最も重要かつ重大な課題であることから、以下の改革を実施いたします。

1) 生涯研修事業の充実

改革委員会の答申にある「従来型の政治活動から国民の理解を得るための日常活動の充実を図るべき」との提言を受け、会員研修をより一層充実させ、日進月歩の歯科医学・医術の研鑽に資するために、生涯研修グランドデザインに基づき、平成16年4月より開始した新しい生涯研修制度をさらに充実・発展させます。

具体的には、生涯研修事業の一環として従来から行っている「生涯研修セミナー」について、平成17年度よりIT技術等を活用して全会員が繰り返し研修することが可能となるシステムを構築する等、実施方法を随時、変更してまいります。

また、学術雑誌である「日本歯科医師会雑誌」を学術情報データとして利用できる検索システムを構築し、歯科医師のみならず国民が本会のホームページを通じて閲覧できるようにいたしました。

さらに、社会的説明責任の一環として、研修の成果を平成18年度より「国民向けホームページ」に掲載することとしております。

2) 研究機構設置に向けての検討

日歯前執行部時代、会内に経済学者等有識者を構成員とする検討組織「21世紀歯科医療検討会議」を立ち上げ、歯科医師需給問題、医療保険制度改革への対応等について検討を行いました。

現執行部においては、歯科医療を通じた社会貢献の観点より、多方

面の研究者を構成員とする研究機関を設置し、歯科医学、社会学、環境学等の研究を実施し、社会情勢に一致した日歯の考え方や方向性を社会に対して提示することについて検討を行っております。

3) 日本歯科医学会との連携

安全かつ有効で、しかも効率的な最先端の医療技術を国民に提供することが医療人としての責務であります。それらの研究を行っている歯科大学、各専門分科会等に対して、学会を介し研究費の助成を行うとともに、学会と積極的な情報交換を行うために各種会議（日歯・専門分科会打合せ会、日歯・学会連絡協議会、歯科診療報酬問題調査研究プロジェクト会議等）を開催しております。

また、今回の事件の反省から、これから歯科医師となる学生を含む全会員の倫理観を確立することが重要であることを痛感しております。平成 18 年度から必修化される歯科医師臨床研修制度における研修プログラムの中にも医療倫理に関するカリキュラムが組み込まれておりますが、現在、学会とも連携して歯科大学学生に対して倫理観の確立、普及・啓発するための方策について検討を行っているところであり、今後より一層の推進を図ってまいります。

以上、改革に向けた施策の具体的内容、実施時期等について申し上げましたが、本会の改革はこれを実行することで終結するとは毛頭考えておりません。

「さらなる改革に向けて」で指摘した改革内容については、現執行部が自ら打ち出したものであることから、現執行部の任期期間中において全力を傾注して断行してまいります。

また中・長期的展望に立った改革については、改革委員会において今後の会務全般の執行状況を見ながら検討し積極的に提言をしていただき、日歯としてはそれを真摯に受け止め「改革なくして歯科界の再

生はなし」との不退転の決意で中・長期的な改革に取り組んでまいります。

これからの日歯は会員の一人ひとりが医療人としての自覚をもち、患者（国民）のための歯科保健医療対策を展開していける組織となるよう日々の努力を行ってまいります。

日歯改革検討委員会答申と日歯の対応

I 事件の原因	改革委員会 答申	キーワード	対 応	施行時期
今回の「中央社会保険医療協議会委員をめぐる贈収賄事件」等一連の不祥事が、日歯執行部の一部が違法行為へと暴走してきた原因は、臼田前会長をはじめとする日本歯科医師会（日歯）執行部の一部が、違法行為へと暴走したことが原因である。 一つは、「かかりつけ歯科医初診料」の算定要件の緩和を、中医協委員へ不法な手段で、解釈を変えさせようとしたことから、贈収賄事件が発生した。	次に、旧来ながらの政治手法をとり、特定の政党やその派閥への献金、有力政治家に対する直接的働きかけなどを行ってきたことが、いわゆる迂回献金疑惑を生んだ。	旧来ながらの政治手法	中医協委員サポート体制の構築 本会と学会にWGを設置 (H16.12)、学会：歯科医療協議会（H17.3）を設置 政府審議会委員に対する理事会での監視、サポート体制 日歯連の政治献金の凍結 会長選挙の改革	現在実施中 現日歯連執行部発足時（H16.5）より実施 選挙規則の改正（平成17年6月に臨時代議員会を開催し決定）→次期役員選挙（H18.3）より実施
さらに、臼田前会長らが、会長を中心とする強力な執行体制の下で会長職を続けるため、日本歯科医師連盟（日歯連）の三千万円を横領、日歯会長選挙の有権者である日歯代議員の買収資金に充てたことが、業務上横領事件となった。	一方、これを許す組織体制にも問題があった。まず、臼田前会長は、公益法人である日歯と政治団体である日歯連の会長を兼任し、同一人を会計の責任者に当てる、特定の関係者の決済のみで会計処理が出来る仕組みを採り、日歯連の資金を使い工作を自由に行った。このような執行体制を許したことは問題である。	日歯代議員の買収 組織体制の問題 日歯・日歯連会長の兼職、同会計責任者が同一人を当てたことより、日歯連の資金を自由に工作資金とした	日歯会長の日歯連会長との兼務禁止 会計担当者も別の人物を当てる	本執行部発足時（H16.5.21）に対応
また、歯科医師不足時代とほぼ同じような養成体制により歯科医師が増え続ける中、歯科医師の多くが、歯科医療の需給バランスが崩れたことにより、安定的な歯科医院経営の継続に不安を感じ、安全で良質な歯科医療の提供に危機感を強めていた。この事態の打開を、臼田前会長の様な強烈な個性と行動力をもった会長に期待したことが、暴走の要因のひとつとなっている。	次に、歯科医師は専門職として診療所の中において強い権限を持ち、自分中心に物事が動く中で、一般社会の考え方が見えにくくなり、社会の常識との乖離を生んでいた。今日「患者本位」の医療体制への変革が求められる中で、国民の医療に対する要求は従前のごとく受動的なものでなく、能動的・主体的なものとなってきた。このような社会の状況への理解がなかったことが、今回の独善的な主張による非常識な行動の背景のひとつと考える。	歯科医師不足と同じような養成体制により歯科医師が増え続ける中、歯科医師の多くが、歯科医療の需給バランスが崩れる 強烈な個性と行動力を持った会長に期待	歯科医師需給プロジェクトを発足し、文部科学省を含め入学定員の削減を求めるとともに、保険医定年制を模索 歯科医療総合対策会議で「倫理規範」の実施要綱を作成 役員会等への講師招聘 部外研修セミナー等の受講	本執行部発足時（H16.5.21）より対応 平成17年度より随時実施

改革委員会 答申	キーワード	対 応	施行時期
さらに、歯科医師会全体が、自己改革を怠ってきたことを指摘したい。例えば、昭和40年代後半に社会問題となった「差額徴収問題」では、一部歯科医師による制度の濫用が不正請求まがいの倫理的に許されない行為として、大きな社会的批判を受けた。その際、濫用した者の徹底的な処分ではなく保険の解釈として取り繕い、抜本的改革をせずに今日に至ったことも、問題のある体質を作った源のひとつと言える。	歯科医師会全体の自己改革を怠った 臭い物には蓋	執行部外の有識者10名の委員で構成される日歯改革検討委員会を設置し、提言に基づく改革の実行	日歯改革検討委員会を設置(H16.8) 第1次答申発表(H16.12.16)
Ⅱ 当面の改革			
○日本歯科医師会の組織改革			
(1)国民の信頼を回復するために 委員会は、国民の信頼回復のためには、一部政治家への働きかけという従来型の政治活動から、国民の理解を得るための日常活動の充実を求めたい。これまでに政治活動に費やした人・物・金を考えと、むしろ会員の研修を充実した方が良質な歯科医療の提供に資したのではないかと考える。	従来型の政治活動から国民の理解を得るための日常活動の充実 会員研修の充実	平成16年度から実施した新しい生涯研修制度のさらなる充実・発展	「生涯研修セミナー」をIT技術等の活用により全会員が繰り返し研修可能なシステム構築 (17年度より実施) 日歯雑誌のホームページ上での閲覧(既に実施) 生涯研修の成果をホームページ上で掲載(平成18年度から)
信頼される歯科医師像を作るために、国民の歯科医療を担う歯科医師会の責務として、患者本位の医療提供の実現に向け努力することである。	信頼される歯科医師像を作る会の責務 患者本位の医療提供の実現	歯科医療総合対策会議で「倫理規範」の実施要綱を作成 生涯研修制度の充実・発展 国民からの相談窓口等の充実	H16.12より着手、現在作成中 現在実施中、平成17年度以降より一層充実 より一層の充実に向けて更に検討
そのためにも、日歯は国民の信頼回復のためにこそ会費を活用すべきである。そして、広く国民との対話を進めるため積極的な広報活動を実施し、メディアを通じた国民との良質な関係の構築、科学的根拠に基づいたデータの収集と開示等により、歯科医療の実情に対する国民の理解を求め、同時に自ら問題提起を行っていく必要がある。	積極的な広報活動の実施し、メディアを通じた関係構築 EBMデータの収集と開示等により、国民に理解を求め、自ら問題提起	国民向けホームページ等の対外PR活動の充実 日本歯科医学会との連携によるEBMの構築	国民向けホームページは既に開設されているが、対外PR委員会において内容の更なる充実について検討中 専門分科会に対する研究助成 日歯・学会連絡会を今後、更に充実

改革委員会 答申	キーワード	対 応	施行時期
(2) 執行体制の改革			
井堂会長は、既に政治団体との峻別の一端として、会長はじめ日歯役員と日歯連役員を兼務しない体制をとった。それで今回の問題が解決したわけではない。速やかに、一連の不祥事の事件関係者に対する厳正な対処を望む。	兼務しない体制 一連の不祥事の関係者に厳正な対処	日歯と日歯連の役員兼務禁止 裁定審議会における審議 理事会 声 名	本執行部発足時(H16.5.21)に対応 審議中 事件関係者に対して国民への謝罪と退職慰労金の放棄を求める理事会声明を発表(H16.12)
執行体制の改革のためには、情報の開示を徹底し、独立した不正行為の監視機構を設け、今後さらに資金の管理体制の明確化、外部理事・監事の導入など理事會を中心とする会務執行のあり方等管理執行体制を刷新し、このような事件を二度と起こさないとの決意を示さなければならない。	情報開示の徹底 独立した不正行為の監視機構 資金の管理体制の明確化 外部理事・監事の導入	会議の原則公開、議事録の公開 国民向けホームページ等を利用した開示方法の検討 外部監査を導入し内部監査と併せ、日歯の法人の業務、財産の運用、会計の処理等の監視を強化充実に、資金管理委員会に外部の専門家を招聘する等して、内部統制システムを確立 執行部への外部委員(歯科医師以外の有識者等)の参画	平成17年度より実施 監査規則の改正(平成17年3月代議員会)→平成17年4月より実施 関係方面への影響等も考慮しつつ検討中
また、歯科医師会役員は、遵法精神を徹底し、医療倫理の向上に努めなければならない。特に中医協委員などの審議会委員には、公務員としての自覚を求めるとともに、日歯は推薦団体として、委員が適法な行動をとるよう支援体制を確立する必要がある。	役員の順法精神の徹底 医療倫理の向上 審議会委員の公務員としての自覚 支援体制	歯科医療総合対策会議で「倫理規範」の実施要綱を作成 中医協委員サポート体制 政府審議会委員に対する理事会での監視、サポート体制	H16.12より着手、現在作成中 本会：歯科診療報酬問題WG(H16.12)、学会：歯科医療協議会(H17.3)を設置 現在実施中
(3) 役員の選出方法の改善について 執行体制の改革には、役員選挙、特に会長選挙の改革は避けて通れない。選挙制度の見直しとして、「会長直接選挙の導入」と「現行の間接選挙を改善するため、会長を選ぶ選挙人を増やすこと」の2点を、検討していくことが必要である。	会長選挙の改革 会長直接選挙の導入 or 現行の間接選挙の改善	日歯改革検討委員会および定款等改正臨時委員会からの答申、代議員を対象に行った意識調査の結果を尊重し、執行部で検討	選挙規則の改正(平成17年6月に臨時代議員会を開催し決定)→次期役員選挙(H18.3)より実施